

様式第8号(第4面)

7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料(職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料)又は求職者手数料(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)にそれぞれ別に記載すること。

8 ⑨欄には、氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料)に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。

10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度(その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度)の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。